国際ロータリー第2510地区危機管理規定集

1)	国際ロータリー第2510地区 危機管理総則・・・・・・・・・2
2)	国際ロータリー第2510地区 危機管理委員会規定 ・・・・・・・3
	付則1:危機管理委員会の構成 ・・・・・・・・・・・・6
3)	地区青少年保護方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
	付則1:ボランティア申込書提出者・・・・・・・・・・12
4)	虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針・・・・・・・13
5)	青少年プログラムボランティア申込書・・・・・・・・・・16
6)	RI 指針:安全ガイド ・・・・・・・・・・・・・・20
7)	地区危機管理計画(青少年交換プログラム) ・・・・・・・23
8)	国際ロータリー第2510地区個人情報取扱方針・・・・・・31
9)	クラブの参加資格認定:青少年交換覚書(MOU) ・・・・・・33
	付録 A: 地区連絡先リストと危機通知手順のサンプル ・・・・・・37
	付録 B: デブリーフィング(事後検証)アンケートのサンプル ・・・38
	付録 C: 青少年交換の危機コミュニケーション ・・・・・・・40
	付録 D : メディア危機管理のポイント ・・・・・・・・・42
	付録 E: RI の青少年交換緊急事態のためのガイドライン ・・・・・44
	付録 F: 日本国内におけるリスク評価対象 ・・・・・・・・・47
	付録 G:災害時相互支援協定書 ・・・・・・・・・・・49
	付録 H: 危機に於ける学生のホストファミリー移動時の基準と手順・・ 50
	付録 I : 青少年プログラムボランティア身元照会(例示)・・・・・・51
	付録 J:青少年交換プログラム個人情報取扱同意書・・・・・・・52
	付録 K:危機管理規定の配置概要図 ・・・・・・・・・・・53

1)国際ロータリー第2510地区 危機管理総則

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2510地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第1条 (ロータリーにとっての危機管理の危機)

国際ロータリー第2510地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2条 (危機管理委員会の任務)

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第4条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第3条 (危機管理委員会の構成)

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第4条 (危機事案の報告)

第1条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第5条 (危機管理委員会の決定事項の遵守)

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第6条 (保険)

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第7条 (危機管理基金)

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。 その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

第8条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

附則

この規定は、2014年7月1日から施行する。

2) 国際ロータリー第2510地区 危機管理委員会規定

第1条 定義

- (1)地区:国際ロータリー第2510地区
- (2)地区プログラム:地区において実施するプログラム
- (3) 関連委員会:地区プログラムに関する地区委員会
- (4) 本委員会: 地区危機管理委員会
- (5) 危機:交通災害、自然災害、事故・病気、感染症まん延、戦争・紛争などの争乱、騒擾・集団行動などの暴力行為、身体的・性的・精神的虐待あるいはハラスメント、個人情報漏えい等の「好ましくない事態の全て」が発生した事態
- (6) 指針:「ロータリー青少年保護の手引き」・「地区青少年保護方針」・「地区虐待・ハラスメントの申し立報告に関する指針」・「地区青少年プログラムボランティア申込書」及び「地区危機管理計画」

第2条 趣旨

本規定は、地区プログラムの参加者全ての安全と健康および健全な生活を守り、危機を防止すると共に、危機が発生した場合の適切なる対応のために必要な事項を定めるものである。

第3条 ガバナーの責務

地区ガバナーは、青少年に係る危機管理に関し、地区として最終責任を負うものとする。

第4条 地区プログラムに関する委員長の責務

関連委員会の委員長は、第5条に規定する本委員会との連携を図りつつ、地区プログラムに参加する全ての者に対し、危機を未然に防ぐために適切な指導、啓発活動を行うとともに、危機の場合に参加者の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第5条 危機管理委員会

地区に危機の防止に必要な施策を提言・実行し、危機の場合の適切な対応に当たるため、危機管理 委員会を設置し、関連委員会と連携して次に掲げる業務を行う。

(1) 啓発活動および研修

地区プログラムに参加する青少年に対して危機から身を守るために、また、青少年に係わるロータリアンおよびボランティアに対して身体的・性的・精神的虐待とハラスメントから青少年を保護するために、啓発活動および研修を実施する。

(2) 危機の発生を回避する為の環境整備

関連委員会と協力し、地区プログラムに参加する青少年のサポートを担う広範囲なネットワーク を構築し、危機の発生に至る以前に何らかの問題が生じたときに直ちに解決の手を打てるように 努力する。異文化に生活する参加者の活動を、大学院、大学、専門学校、及び学校等の参加者が就 学する教育機関・その就学生・市民に周知し、日頃の交流が進むような環境の整備に努力する。

(3) 危機の発生報告の受理

地区プログラム参加者から虐待・ハラスメントについて申し立てを受けた全てのロータリアン及

びボランティアは、虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針に従い、または準拠して、直ちに事実関係を本委員会に報告しなければならない。

(4) 危機の発生報告後の手続

報告を受けた本委員会は、直ちに本委員会を開催し、指針に従い、または準拠して、下記の処置を 行う。

- ① 本委員会において報告された内容が、法令上所定の機関に通告し、あるいは刑事上の手続を行うべきものであると判断したときには、ガバナーの承認を得て本委員会担当者がそれを行う。
- ② 本委員会は、危機の申し立て内容を地区ガバナーに直ちに報告する。地区ガバナーは、その報告を精査し、本委員会が報告を受けてから72時間以内に当該申し立てを国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について事後報告する義務がある。
- ③ 本委員会は、地区危機管理計画に従い、または準拠して、青少年を支援する必要がある場合には、地区に対策チームを結成して対応するものとする。

(5) 危機対策チーム

危機が発生した場合、当該危機の特性に応じて迅速に必要な援助者を揃え、必要に応じ危機対策チームを編成し、危機の解決に当たるものとする。

(6) 報道機関等に対する広報

本委員会は、関連委員会と共に適切かつ一貫した対応を図り、関係者の権利を保護するために、報 道機関等に対する広報は、本委員会の特に定めた者がこれに当たる。当該関係者は、知り得た情報 を他に提供してはならない。

(7) 地区およびクラブの責務

本委員会は、当該発生事案について、地区および当該ロータリークラブとして安全保護義務を怠っていなかったかどうかを十分に検証する。地区プログラムに係わるボランティアの審査と選考は、 当該ロータリークラブの責務であり、地区プログラムの各クラブカウンセラーの研修は、地区の責務である。

(8) ボランティアの個人面談、身元照会

本委員会は、地区委員会より提出された青少年プログラムボランティア申込書(以下ボランティア申請書)について、クラブは、クラブ委員会及びプログラムボランティアより提出されたボランティア申込書について、それぞれ記載された身元保証人への個人面談、身元照会を行うものとする。

(9) 地区レベル成人ハラスメント対応

地区内にて成人ハラスメントの申し立てがあった場合は、ロータリー章典 26.120.のガバナー に任命された委員会として、本委員会が機能する。

第6条 危機管理委員会の構成

第1節 本委員会は、常任委員と専門委員によって構成される。それぞれの構成内容は別に定める。 第2節 常任委員は、弁護士等司法関係者及び医師等医療関係者を含むものとする。

- 第3節 委員の任期は1年とし再任を妨げない。
- 第4節 本委員会の委員長は、地区パストガバナー若しくは経験豊かな会員とする。
- 第5節 委員長は、本委員会を招集し本委員会を代表する。また、ガバナーの任命により地区青少年 保護役員を兼務する。または、ガバナーとの協議により地区青少年保護役員を任命する。
- 第6節 本委員会の議決は、別段の定めがある場合を除き、常任委員の過半数をもって決する。専門 委員は、本委員会の委員長より要請がある場合に出席する。
- 第7節 専門委員は、地区プログラム委員長により構成する。危機の際に組織される第5条(5)の 危機対策チームは、当該プログラム統括委員長をチーム長とし、専門委員とで構成する。

第7条 異議申し立て

- 第1節 当該地区プログラム参加者または被申立人が、関連委員会または本委員会の処置に対して 不服がある場合は、本委員会に対して異議申し立てができる。
- 第2節 異議申し立てがあった場合は、本委員会委員長は本委員会を招集し、申し立て内容を本委員 会にて充分かつ詳細に討議する。

第8条 保険契約の締結

地区ガバナーは、原則として本委員会が対象とする危機に対する適切な補償額と補償内容を備える人格権侵害補償が特約された損害賠償責任保険に加入するものとする。しかし、当該保険では賄いきれない事態の発生に備え、地区内ロータリアンの協力の下に善意による「危機管理基金」を地区内に創設する。

第9条 守秘義務

本規定に係わる個別案件の調査および対応に関与する者は、当事者・その他関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮すると共に、任務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。任務を退いた後も同様とする。

附則

この規定は、2010年7月1日から施行する。

改定:2022年7月1日

付則1:危機管理委員会の構成

国際ロータリー第2510地区 危機管理委員会規定第6条第1節により、委員会構成を定める。

常任委員構成

1) 委員長:地区パストガバナー若しくは経験豊かな会員

2) 副委員長: 委員長が指名する経験豊かな会員

3) 副委員長:地区統括委員長(青少年奉仕)

4) 委員:地区統括委員長(ロータリー財団)

5)委員:地区委員長(青少年交換)

6)委員:地区委員長(米山記念奨学・学友)

7)委員:専門職能会員(弁護士)

8)委員:専門職能会員(医師)

9)委員:外部有識者(第三者)

10)委員:委員長の指名する経験豊かな会員

11) アドバイザー: 地区パストガバナーもしくは元委員

専門委員構成

1) 地区クラブ奉仕委員長

2) 地区公共イメージ向上委員長

3)地区ITC委員長

3)地区インターアクト委員長

4) 地区ローターアクト委員長

5) 地区青少年交換委員長

6)地区RYLA委員長

7) 地区学友委員長

この規定は、2022年7月1日から施行する。

3) 地区青少年保護方針

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、地区奉仕プログラムの参加者を守ろうとする 地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年が参加するプログラムに関して、地区方 針の基本的な枠組みを定めたものである。

第2510地区青少年保護方針

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明(ロータリー章典 2.120.1)

地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、 肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2. 定義

ボランティア:監督者の有無にかかわらず、ロータリーの青少年活動で青少年と直接の接触を持つすべての成人。

ロータリーボランティアには以下が含まれる。

- クラブと地区の奉仕プログラム役員と委員会委員
- ロータリー会員と非会員のカウンセラー
- 活動や外出においてプログラム参加者と行動をともにする、またはプログラム参加者に同行する人 (ロータリアンであるなしを問わない)、およびその配偶者またはパートナー
- ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他 同居している成人

青少年プログラム参加者:年齢にかかわらず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

3. 法人化と賠償責任保険(ロータリー章典 41.050.3)

第2510地区は、一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構(略称: RIJYEM)として知られる法人の一部である。本法人は、東京都港区芝公園 2-6-15 に日本国内法に基づき設立され、現在有効である。

第2510地区の青少年プログラム(インターアクト、RYLA、青少年交換)及びローターアクト並びに 米山記念奨学は、適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業 員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

4. クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年奉仕活動の監督および管理を行う責任を負う。地区は、すべての参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

青少年交換プログラムに参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- クラブが地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書(青少年交換プログラム MOU)
- 申込書、面接、身元照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止することの確認
- パンフレット、申請書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる 資料
- クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

5. ボランティアの選考と審査

国際ロータリーはいかなる形の虐待もハラスメントも許さない。

青少年プログラム参加者との活動にたずさわるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメント、または地域社会で認められた行動基準に反する行為を自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリー会員であるかそうでないかを問わず、青少年プログラムに参加することを禁じている。

地区は、青少年との接触を禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

青少年活動への関与を禁止された人物は、青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。例えば、青少年プログラム(インターアクト、RYLA、青少年交換)、ローターアクト、米山記念奨学会奨学生カウンセラー、地区青少年保護役員、インターアクトクラブの顧問等の役職である。

性的虐待もしくはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。疑いが晴れた人物は青少年プログラムのボランティアとして活動を続けることを申請できる。そのような復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

青少年交換プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換プログラムボランティア(ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む)は以下を行わなければならない。

- ボランティア申込書を提出する。
- 犯罪歴を申告する。
- (できれば直接)個人面接を受ける。
- 青少年交換のホストファミリーは、面接で適性が審査される。面接では以下を示すべきである:
 - 学生の身の安全と安全確保に力を入れること
 - ∘ 学生を受け入れる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理念と一致していること
 - ∘ 学生に対する十分な宿泊設備(部屋と食事)を提供できる経済力があること
 - ∘ 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること
- 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する(身元保証人には家族を含めず、2名以上のロータリアンは含めないこと)。
- 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の基準を満たしていなければならない。

• 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受けいれること。家庭訪問は、 以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注:ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを 1名割り当てなければならない。また、カウンセラーは以下の条件も満たさなければならない。

- カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていてはならない (例えば、ホストファミリーの一員、校長、クラブ会長、地区またはクラブの青少年交換役員など)。
- カウンセラーは、肉体的、性的、または心理的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や 懸念にも対処できなくてはならない。

個人面談: 青少年の扱いを専門とする職業の人、またはロータリー青少年プログラムで豊かな経験をもつロータリー会員が、直接会って面談する。ボランティア申込者がロータリーやプログラムについてよく知っている場合でも、事前に作成した標準的な項目に沿って、すべての人に同じ質問を尋ねる。青少年プログラムのボランティアは、信頼でき、親身になって参加者をサポートし、忍耐力がある人であることに加え、適切な判断力があり、成人と青少年の間の適切な境界を理解し、青少年保護方針の順守を理解している人であること。

身元照会: 身元照会は、身元保証人への電話や面会で行うことができる。身元保証人への標準的な質問項目には、「いつ頃から、どのような関係で申込者を知っているか」「申込者は青少年と接する活動に携わる十分な資格があると思うか」「申込者が青少年プログラムにボランティアとして参加することに懸念があるどうか」などがある。別紙の身元保証人に尋ねる質問(推奨)をご参照。ロータリーにかかわった経験がある人や、ほかの青少年団体でのボランティア経験がある人であっても、身元照会を省略しない。どのような場合も、少なくとも3名の身元保証人に連絡する。申込者の親族は身元保証人として認められず、ロータリー会員は1名まで。身元保証人に連絡した日付と各質問に対する回答を記録する。

6. 参加者の選考と審査

地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならず、かつ、以下を行わなければならない。

- 申請書に記入する。
- 派遣クラブと地区の面接を受ける。
- クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、プログラム参加のための学生の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者のすべての親または法的保護者も、クラブと地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

7. 研修

地区とそのクラブは、青少年保護の研修および青少年プログラムの情報を提供する。青少年奉仕統括委員会及び危機管理委員会が研修セッションを実施する。

地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。青少年奉仕統括委員会・青少年交換委員会及び危機管理委員会が研修を実施する。

地区は以下を行う。

- 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年 保護の手引き」を適宜、修正して使用する。
- 研修の出席者、頻度、形式を盛り込んだスケジュールを組む。
- 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。
 - 。 地区ガバナー
 - 地区青少年交換役員および委員会委員
 - クラブ青少年交換役員および委員会委員
 - 。 ロータリーカウンセラー
 - 青少年交換活動(地元ツアーや地区行事など)に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人
 - 。 ホストファミリー
 - 。 学生(派遣学生と受入学生)
- 参加記録をつける。

8. 申し立てへの対処

地区はあらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、地区の「虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針」に従って対応する。

警察、児童保護当局、法的調査機関すべてに協力する。

地区は、地区とそのクラブに虐待とハラスメント防止について助言し、リスクや青少年の安全に影響を 及ぼすあらゆる危機を管理できるようにするため、青少年保護役員を任命するべきである。青少年保護 役員は、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経 験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

地区はロータリー青少年保護の手引きに示された通り、危機管理計画を作成する。

9. 青少年の旅行

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、国際ロータリーと地区の青少年保護方針に従わなければならない。

地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅行に関して、地区又はクラブは以下を行わなければならない。

- あらゆる青少年プログラム参加者の親または法的保護者から書面による許可を得る。
- 親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
- ●居住する家または国から 150 マイル (240 キロメートル) 以上の距離を移動する場合、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険に、活動または行事を企画するクラブまたは地区が納得する金額で、プログラム参加者の出発から帰還までの期間、プログラム参加者が加入していることを確認する。
- さらに、青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために 地元地域を離れて旅行する場合、または通常は交換プログラムの一環として行われない旅行をする 場合、受入地区は派遣地区から事前に許可を得るものとする。

10. 地区における青少年交換の運営

地区の青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない

- すべての来日学生がロータリー章典の規定によって求められている最低条件を少なくとも満たす保険に加入していることを確認する
 - (受入地区は診察が緊急で必要になった場合即座に手配できなければならないため、学生が十分な保険に加入していることを確認しなければならない)。
- プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後、原本は5年及び電磁的 記録として永久に参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
- 地域内の支援団体や支援サービスの一覧(レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代 向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、LGBTQ サービスなど)を各学生 に提供する。このリストには以下の連絡先を含めなくてはならない。
 - 来日学生向け:ロータリーカウンセラー、受入側クラブ会長、受入側の地区青少年交換委員長、 受入側の地区ガバナー、および互いに関係がなく、ホストファミリーまたはロータリーカウンセ ラーと近しい関係になく、いかなる問題であれ学生の力になれる、ロータリアン以外の少なくと も2名の支援提供者
 - 。 派遣学生向け:ロータリーカウンセラー、派遣側クラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、 派遣側の地区ガバナー
- プログラム活動に関する毎年の調査に記入し、国際ロータリーに提出する。
- 緊急時 24 時間対応の電話番号を学生に提供する。
- 青少年交換学生が関わるすべての事態(虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡など)について、事態を知ってから 72 時間以内に RI 職員 (youthprotection@rotary.org)に報告する。
- ロータリー青少年交換プログラムの枠組み外、または地区認定の仕組み外で交換学生を派遣するなど、あらゆる非公認の交換活動を禁止する。
- 審査済みの緊急用の家庭など、臨時の受入態勢を整えておく。学生をホストファミリーから引きはなす際の基準と手順を設けておく。一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する。
- すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の親やクラブ会員に対し、学生を派遣する条件として来日学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
- 長期プログラムの参加者には、可能であれば複数のホストファミリーを手配するようにする。プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。
- 来日学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員会は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

付則1:ボランティア申込書提出者

ボランテイア申込書の提出者は、下記の地区及びクラブのロータリーボランティアとプログラムボランティアとする。

- 1) 地区ロータリーボランティア
 - イ) 青少年奉仕統括委員会
 - ・インターアクト委員会
 - ・ローターアクト委員会
 - ・青少年交換委員会
 - ・RYLA 委員会
 - ・青少年奉仕・地区学友委員会
 - 口)米山記念奨学委員会
 - ハ) ロータリー財団統括委員会
 - ・奨学生・学友委員会
 - ・ロータリー平和フェローシップ委員会
 - ・ロータリー平和フェローシップカウンセラー
- 2) クラブ
 - ・インターアクトクラブ提唱:プログラム委員
 - ・ローターアクトクラブ提唱:プログラム委員
 - ・RYLA 参加:参加者の引率者
 - ・青少年交換来日・派遣学生:カウンセラー
 - ・米山記念奨学生:カウンセラー
 - ・ロータリー財団奨学生:カウンセラー
 - ・ロータリー財団平和フェロー:カウンセラー
 - ・その他青少年奉仕活動:プログラム委員
 - ・クラブ奉仕活動代表者:会長・幹事
- 3) プログラムボランティア
 - ・青少年交換ホストファミリーの世帯主

附則 2

この規定は、2022年7月1日から施行する。

4) 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針

第2510地区申し立て報告に関する指針

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

いかなる虐待もハラスメントも許されない。国際ロータリーと地区は、あらゆる青少年プログラム参加者の身の安全と福利を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

定義

精神的、心理的、または言葉による虐待:他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

肉体的虐待:痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

放置(ネグレクト): 青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

性的虐待:間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。これには、同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、単独で性的な行動を行うよう圧力をかけること、またはその相手と直接性的な行動に及ぶことを含む。成人と未成年者、青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行動、または同世代の間におけるいかなる同意のない性的行動も性的虐待とみなされる。性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

性的ハラスメント: 同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは行為。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いられる場合がある。性的ハラスメントには次のような例がある。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、 個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、性的示唆や侮辱を含む言葉

手なづけ:性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を勝ち取るために精神的なつながりをつくること

同意:性的行動を含め、何らかの行為に対する情報にもとづいた、意図的かつ自主的な許可

虐待またはハラスメントの申し立ての受理

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

- 注意深く耳を傾け、冷静に対処する:虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動である ことを認める。相手を支えるが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える: 事態に歯止めをかけ、他の人々に同様の事が起こることを防ぐために、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。
- 事実を収集する際、尋問のように参加者を問いただすことはしない:誰がいつどこでどうやって何をしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っている、自分が悪いとほのめかしている、または自分が信じられていないと取られかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人は、この情報を適切な当局に報告する責務があることを忘れない。
- 中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える:起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。告発された人についても、学生が慕っている人かもしれないため、批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、およびこの件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝え、安心させる。
- 辛抱強く、理解を示す:トラウマを経験した人にとって、体験を詳しく語るのは難しいこともある。 できるかぎり、または話せるだけ報告するように励ます。体験を繰り返して説明しなければならない 必要性をできるだけ抑える。
- 申し立ての内容を記録する:できるだけ早く極秘の会話記録を取る(会話で言及された日付や場所などの詳細を記録)。青少年が使った言葉を用いるようにする。

申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を引き離し、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。 問題を報告した人および告発された人が青少年である場合、両者に支援を提供する。

2. 申し立てについて適切な当局に報告する

虐待またはハラスメントの申し立てを受けた者は、必ず、直ちに危機管理委員長に連絡して調査を依頼 する。虐待やハラスメントの申し立ての調査はすべて法執行機関に委ねなければならない。 調査はすべ て、ロータリーと関係のない当局によって実施されなければならない。 ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている危機管理委員会である。 この委員会が、適切な当局に助言を求めることとなる。但し、申し立てに危機管理委員長が関わっている 場合、地区ガバナーまたは副ガバナーがロータリー内での主な連絡先となる。

地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない。

3. 告発された人を青少年と接触させない

地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について申し立てを行った場合、地区の正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引き離す。事前に審査済みの別のホストファミリー に学生を移動させる。

4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、誰にも口外しない。調査の間は、当事者全員の権利が守られるように配慮する。地区は、告発を受けた人のプライバシー(極秘情報とは区別される)を保たなければならない。

5. 解決まで見届け、安全対策を講じる

申し立ての事実を知ったあらゆるボランティア(ロータリアンであるかどうかを問わない)は、72 時間 以内に国際ロータリーが報告を受けるようにしなくてはならない。地区役員は国際ロータリーに、随時、 状況の報告を行う。

地区は必ず、プログラム参加者(告発された側であっても、告発した側であっても)の親または法的保護者に連絡する。地区は、あらゆる青少年の当事者に、専門家として精神的なサポートを提供する独立したロータリアンではないカウンセラーを紹介する。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が導きだされない場合、地区ガバナーが地区調査委員会として危機管理委員会を指名する。危機管理委員会は、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更する。危機管理委員会は、申し立ての正当性を判断する責任を負わない。このような判断は、青少年保護当局の職員や訓練を受けた警察官にしかできないものである。

地区は、警察により調査の結果について連絡を受けたら、犯罪性があった場合もない場合も、当事者全員に連絡する。 地区は、不適切な行為に関するあらゆる申し立てと告発、最終結果、問題解決のために行った対応を記録しておく。不適切な行為のパターンがあれば、これを見分け、対処しなければならい。

附則

この規定は、2014年7月1日から施行する。

5) 青少年プログラム ボランティア申込書

第2510地区 青少年プログラム ボランティア申込書

青少年と接する際の行動規範に関する声明

地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

申込書に記載する情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。 また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合もあります。

申込者に関する情報	
氏 名:	
住 所: 〒	
現住所での居住期間:	
5年未満の場合、前住所をご記載ください:	
住 所: <u>〒</u>	
電話番号:	
Fメールアドレフ・	
ログ・ルグ・レグ: 政府発行の身分証明:	
(マイナンバー、運転免許証や保険証の番号など)	
生年月日(西暦/月/日):	
犯罪歴	
1) これまでに何らかの犯罪で嫌疑をかけられたか、有罪判決を受けたか、	罪状を認めたことはあります
か? □はい □いいえ	
2) 性的、身体的、または言葉による虐待について、家庭内暴力や迷惑行為	
判所命令(民事、家庭、刑事裁判所を含む)をこれまでに受けたことが	ありますか?
□はい □いいえ	
/1)ナたは(2)で「はい」に答うた担合は、その中央を説明してください。 ナ	t フカブカについて AA
(1)または(2)で「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。ま	
を受けた年月日と場所(都道府県と市区町村)を明記してください(必要に さい)	心して、別紙を添竹してくた
さい)。	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
その他の情報・資格・研修	
希望する役割/役職:	
ロータリークラブまたはローターアクトクラブの会員ですか? □はい	□いいえ
会員の場合、所属クラブ名と入会年:	

この	役割/役職を希望する理由:			
この	役割/役職に関して、どのような	資格や	研修経験がありま	<u>ーーー</u> すか?
* *	******	* * *	*****	* * *
* *	******	* * * *	*****	* * *
п—	タリーの青少年プログラムボラン	ノティア	の経験	
	ップ・00月9 平2 ロノフムホラン 要であれば別紙を添付してくださ		ン ク小王的大	
		-	刺われったマレが	ナんナオかっ
⊔ −	タリーの青少年プログラムで何ら	ころうな		
.			□はい	口いいえ
一は	い」の場合、以下に記入してくた	さい。		
* *	* * * * * * * * * * * * * * * *	* * * *	* * * * * * *	* *
* *	* * * * * * * * * * * * * *	* * * *	* * * * * * *	* *
地区	: 役職:		年度	:
担当	 責任者名:			
	電話番号:			
	 E メールアドレス :			
クラ	ブ: 役職:		年度	= .
	ン: ^{1又4成:} _ 責任者名:		+ /3	z ·
	電話番号:			
	E メールアドレス:			
行事			年度	₹:
担当	責任者名:			
1	電話番号:			
	E メールアドレス:	_		
他団	体での青少年にかかわるボランテ	ティア経	験	
(過	去 5 年間。必要であれば別紙を流	5付して	ください)	
団体			,	
	.. 所:〒			
1-1	1			
役割		宇佐口	(期間):	
	·	天心口		
	責任者名: 			
	電話番号: 			
	E メールアドレス:			
団体	名:			
住	所:〒			
役割	:	実施日	(期間):	
	·			
	電話番号:			<u></u>
	^{电面嵌り・} F メールアドレス・			
	- V — II. V K I., / '			

職歴	
現在または直近の勤務先:	
住 所:〒	
役職: 入社日:	-
上司の氏名:	
電話番号:	
E メールアドレス:	
<u></u>	
身元保証人(身元照会先)	a)
(親族を除く。元/現ロータリー会員は1名まで ・ エータ・	<u> </u>
1. 氏 名:	
任 ガミ <u>T</u> 電話番号:	
电前留与: E メールアドレス:	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*************************************
が的:	ух .
2. 氏 名:	
住 所:〒	
電話番号:	
E メールアドレス:	
続柄: 知り合ってからの年	<u></u>
3. 氏 名:	
住 所: 〒	
電話番号:	
E メールアドレス:	
続柄:知り合ってからの年	数:
M. — () — (
地区/クラブ使用欄:	
身元保証人の照会者:	確認口 。
身元保証人の照会者:	確認日:
身元保証人の照会者:	確認日:
対元保証人の原芸有: 	- PE 1910, Find -
身元保証人の照会者:	確認日:

同意事項

本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第2510地区はボランティアとして受けいれないことを、私は理解しています。

第2510地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録(道交法違反歴や犯罪歴を含む)を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

権利放棄(免責事項)

地区奉仕プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した 行為、またはその情報により、被免責者の過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠 償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任につ いても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会 員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代 理人、および代表者(「被免責者」)を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責 します。

国際ロータリー第2510地区奉仕プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。

暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィー、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確約し、表明し、保証します。

本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合も、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者の署名:		_
		_
氏名:	日付:	

付則1 保存と有効期限

ボランティア申込書は、地区に於いて原本を5年及び電磁的記録として永久に記録を安全に保管する。

附則2

この規定は、2014年7月1日から施行する。

6) RI 指針: 安全ガイド

理事会は、2020-21 ロータリー年度に一部の地区でプログラムを変更の上、安全ガイドラインを厳守してロータリー青少年交換の続行を許可することを決定しました。

安全ガイドライン

ロータリー青少年交換:

国際ロータリー理事会は、慎重な検討の結果、2020-21 ロータリー年度中、特定の安全ガイドラインの下で、一部の地区がロータリー青少年交換を実施することを認めることを決定しました。

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、理事会は4月の会合において、移動や直接顔を合わせる会合を伴うロータリー活動を制限または一時停止することを決めました。対象となるのは、理事会、管理委員会、研究会の会合や、会長代理の任命などです。学生の安全はロータリーの最優先事項であるため、理事会は、2020-21 ロータリー年度における青少年交換の実施についてリスクアセスメントを行うよう事務総長に要請しました。

特に国をまたぐ移動、休校や閉校、感染のリスクの継続および増大などに関連して、新型コロナウイルス感染症による世界的な先行き不透明感があります。しかし理事会は、一部の地域で制限が緩和され始めたことを認識しています。6月8日、理事会は、これらの地域の地区に対して柔軟な対応を認めました。これらの地区は、義務づけられた安全ガイドラインと危機管理プランに従って青少年交換プログラムを続行するかどうかを決めることができます。

以下の決定内容をよくご確認いただき、地区内のロータリー青少年交換の関係者にもお伝えください。

決定:理事会は、

世界規模で流行する新型コロナウイルス感染症への対応において、ロータリープログラム に参加する すべての人の健康と安全が最優先であると考える。よって、理事会による継続的な審査を条件に、ロータリー青少年交換について以下の指針を採択する:

- 1. すべての地区は、新型コロナウイルス感染症による影響があるか、その可能性がある国で交換活動に参加している学生について、現地の大使館および領事館、WHO などの公衆衛生の国際機関、地域の保健局が発信する渡航に関する勧告およびガイドラインを参考に、最新かつ適切な情報に基づいて計画した上で、安全に帰国できる手段および日程で速やかに帰国できるよう手配するものとする。
- 2. 新型コロナウイルス感染症について適切なリスク評価ができない地区または/および緊 急の危機管理計画が策定されていない地区では、2020-21 ロータリー年度における長期の ロータリー青少年交換を自主的に一時中止することが強く奨励される。
- 3. 2020-21 ロータリー年度の認定要件に従ってロータリー青少年交換を実施することを理解および合意した地区は、2021 年 1 月 1 日から長期のロータリー青少年交換を実施することができる(※ 1)。プログラムを実施するにあたり、次の追加の安全対策に従う。
 - 地区は、2020-21 ロータリー年度の認定を受けていなければならない。

- 国をまたぐ移動が許可されていなければならず、交換プログラムの運営は、受入および/または 派遣地区政府または政府の保健局による旅行または交換学生活動の推奨に反していてはならない。
- すべての関係者(派遣および受入地区および親または法的な保護者)は、交換期間中にウイルスが再流行して学生やボランティアの安全が危うくなった場合に、交換プログラムを中止して学生を帰国させる手段について、詳細に文書で合意しなければならない。
- すべての関係者(派遣ならびに受入地区ならびに親または法的な保護者)は、交換プログラムが 予定より早く終了することによって発生する費用または経費に関し、その金銭的責任を負う者について記載された計画に文書で合意しなければならない。こうした費用にはフライトや移動の再予約にかかる手数料、緊急帰国、ツアーキャンセル料金、プログラム費用などが含まれるが、これらに限らない。
- 地区は、医療危機や病気の流行(例:新型コロナウイルス感染症)に言及する条項を含む危機管理計画を策定しなければならない。その計画では、以下を盛り込む:
 - o 危機管理計画は、地域の保健局に相談のうえ評価または/および作成しなければならない。
 - o 各地区で、学生の受け入れおよび派遣に影響する移動制限や隔離対策など、新型コロナウイルス感染症関連の安全および健康に関する動向を監視する手順を作成しなければならない。
 - o 以下に対応できる包括的なコミュニケーション計画を作成する:
 - 1) ボランティア、学生、保護者、ホストファミリー、国際ロータリーの間で、新型コロナウィルス感染症に関する重要な動向について継続的な情報交換ができる
 - 2) 非常時に、プログラムリーダーがすべての関係者の所在を迅速に確認して 連絡が取れる
 - o 交換期間中に検疫対策や移動制限が実施された場合における、学生の帰国や 安全確保に関する手順
- 地区は、新しい移動規制により学生が予定どおりに帰国できなくなった場合でも、 学生が有効なビザおよび旅行保険を有したまま国内に留まることができることを確認できる状態でなければならない。
- 地区は、学生がウイルスに感染したり病気になったりした場合、適切な医療措置を 提供する準備ができている状態でなければならない。
- 地区は、海外から訪れている学生に至急移動する必要が生じた場合、その学生の体調や地域の自宅待機要請にかかわらず、一時的に受け入れてくれるホストファミリーを確保しなければならない。
- 長期交換に参加する学生は、受入地区に到着したら、通常の運営で開校している学校に入学しなければならない。
- 地区は、長期交換に参加する学生が出発する前に、以下の情報を国際ロータリーに伝なければならない。また、情報に更新があった場合は 48 時間以内に国際ロータ リーに連絡しなければならない:
 - o 参加者の氏名、年齢、性別、連絡先情報(E メールアドレスおよび/または 電話番号)
 - o 参加者の保護者の氏名、連絡先情報(E メールアドレスおよび/または電話 番号)
 - o 参加者の保護者の署名付き同意書。ロータリーのデータプライバシーに関する方針や、その他一般データ保護規則(GDPR)などのデータプライバシー 規則に基づき、個人情報が国際ロータリーに通知されることへの承認書を含む
 - o 学生の派遣側と受入側の地区番号
 - o ホストファミリーの氏名と連絡先情報 (E メールアドレスおよび/または電 話番号、住所)
 - ο 開始日と終了日
- 4. 各地区では、上記の安全対策が講じられている場合に限り、2020 年 10 月 1 日以降の 2020-21 ロータリー年度において、短期のロータリー青少年交換を実施できる。

- 5. 許可されていない交換活動に関する国際ロータリーの青少年保護方針に基づき、2020-21 ロータリー年度の指針に反して学生を交換活動に参加させたことが発覚した地区は、今後 2 年間にわたりロータリー青少年交換への参加資格を一時停止するものとする。
- 6. 事務総長は、プログラム参加者のデータと連絡先情報を収集および保存できるシステム を必要に応じて開発するものとする。この目的は、ロータリーのデータプライバシーに関する方針や 2021 年 1 月 1 日までに施行される一般データ保護規則(GDPR)などのデータ プライバシー規則に準拠しつ つ、ロータリー青少年交換を運営することである。
- 7. 各地区では、ロータリー青少年交換に参加を予定していた青少年に対し、バーチャル交 換(オンラインのみ)、またはインターアクトやロータリー指導者養成プログラム(RYLA) などの他のロータリープログラムに参加するよう案促すこと、または翌年度にロータリー 青少年交換や新世代交換を計画することが強く奨励される。

(※1)注記: RI 理事会 2021 年 3 月決定 131 に於いて 2022 年 7 月 1 日よりプログラムの開始に RI 理事会は同意した。

7) 第2510地区危機管理計画(青少年交換プログラム)

目 次

- I. 目的
- Ⅱ. 準備および危機の防止
 - a. 計画の策定
 - b. 研修スケジュール
 - c. 予定された訓練と抜き打ちの訓練
- Ⅲ. 地区危機管理委員会
 - a. 危機管理委員会の構成
- Ⅳ. 危機的な状況とその対応手順
 - a. 事故と身体的健康の緊急事態に対する初期対応
 - b. 初期対応のための一般的なガイダンス
 - a. 事故
 - ●レベル1(:軽度のけがまたは事故)-初期対応
 - ●レベル2(重度のけがまたは事故)-初期対応
 - ●レベル3(命に関わるけがまたは事故)-初期対応
 - b. 身体的健康に関わる緊急事態
 - ●レベル1 身体的健康に関わる緊急事態初期対応―監視
 - ●レベル2 身体的健康に関わる緊急事態初期対応―計画
 - ●レベル3 身体的健康緊急初期対応一対応
- V. 危機の解決
 - a. 危機レベルの引き下げと危機解決の宣言
 - b. デブリーフィング(事後検証)(事後検証)
 - c. 危機管理計画と緊急事態研修の更新
- VI. その他の重要な考慮事項
 - a. 危機発生時における青少年へのサポート
 - b. 管理手順—報告
 - c. 保険と費用
 - d. 危機発生時のメディア対応ガイドライン(付録:**参照)
 - e. ホストクラブの準備

I. 目的

ロータリーは、ボランティアとプログラム参加者の健康、安全、セキュリティを最優先している。第2510地区に於けるプログラムのボランティアと参加者が、危機が発生した際に適切な行動をとることで、リスクを最小限に抑え、すべての人の安全を最大限確保できるよう、実践すべき重要な手順がこの文書にまとめられている。

Ⅱ. 準備および危機の防止

a. 計画の策定

この危機管理計画は、国と地方公共団体の各外部機関等の指針や地域のリスクの評価を踏まえて作成されています。政府機関のリストは下記のとおりです。

日本国政府機関

- 1)厚生労働省
- ●新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ●新型コロナウイルス感染予防のために咳エチケットと手洗いをお願いします https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_1
- ●新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

2) 外務省

●海外渡航滞在:新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

3) 法務省

●出入国在留管理庁:新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

b. 研修スケジュール

第2510地区では、プログラムのすべての参加者に対し、予防(リスク管理)の立場から少なくとも1年に1回研修を実施します。

危機意識を高めるために、地区のセミナー計画に危機管理研修を加え、定期的にかつ必要に応じて研修を継続する。担当は地区危機管委員会とする。また、RIJYEM主催の全国青少年交換委員長と危機管理委員長合同会議に、地区の青少年交換委員長及び危機管理委員長、その他地区ガバナーが指名する者は参加すべきです。尚、研修には対面だけではなくオンライン会議ツールの使用を考慮すべきです。

プログラムに参加している IBS(来日学生)、OBC(派遣候補生)は、地区青少年交換委員会が行うオリエンテーションにおいて研修を受けなければならない。

c. 予定された訓練と抜き打ちの訓練

危機に対する準備ができていることを確認するため、地区ガバナーが予定して、または抜き打ちで危機

対応訓練を行うことがある。予定された訓練と抜き打ちの訓練は、以下のガイドラインに従って実施する。

- ① 青少年やボランティアには、これは訓練であり、差し迫ったリスクはないことを明確に伝える。
- ② 危機訓練は、実際に危機が起きている最中や、危機が解決した直後には実施されない。
- ③ 混乱を避けるため、予定されている会議の最中や研修、予定されている出張やその他の行事中に危機 訓練が実施されることはない。
- ④ 地区ガバナーが危機訓練の終了を宣言する。
- ⑤ 危機管理チームはこの計画の記載に従って、訓練終了後すぐにデブリーフィング(事後検証)セッションを実施する。

Ⅲ. 地区危機管理委員会

ここでは、当地区の危機管理委員会を構成するメンバーと、それぞれの責任範囲について説明している。 常任委員の休暇、一時的な欠員、何らかの事情により対応できない事態が発生した場合、研修を受けた交 代要員を地区ガバナーが指名する。

a. 危機管理委員会の構成

- ① 危機管理委員会は、別に定める「国際ロータリー第2510地区危機管理委員会規定」により運営される。
- ② 危機管理委員会の構成は、「危機管理規定の付則1:危機管理委員会の構成」に明記されている。
- ③ 地区危機管理委員長は、ロータリー章典 2.120.2 第 4 項に規定する青少年保護役員の役割を担うか、 または経験豊かな会員を青少年保護役員に任命する。(危機管理規定第 6 条第 5 節)
- ④ 青少年に関係する地区委員会の各委員長は、コミュニケーション計画の運営責任者として、青少年と家族の主な連絡先となり、調整役を務める。非常時にプログラムリーダーとして、すべての関係者の所在を迅速に確認して連絡をとり、情報を共有する体制と手段を策定する。

すべての学生の安全を確保するとともに、危機発生時の説明責任を負う。地区危機管理委員会の全メンバーに最新情報を連絡する。

IV. 危機的な状況とその対応手順

- ① 事故と身体的健康の緊急事態に対する初期対応
- 緊急事態が最初に発生したときは、このセクションの情報を使用して対応してください。最初の応答が 完了したら、追加の連絡通信が必要です。
- ② 初期対応のための一般的なガイダンス これらのヒントに従って、危機的状況に対処するため評価された効果的なアプローチを確保してください。

安全第一。生徒、家族、または保護が必要な人を保護するための措置を講じます。危険にさらされているときは、救急車、消防署、警察に電話するか、生徒を家や状況から連れ出す必要があるかもしれません。

冷静沈着、落ち着いて考える。初期の状況が安定したら、行動計画を立てるために数分かかります。計画なしで何かをする前に、あなたが何をする必要があるかを考えてください。このドキュメントの手順に従ってください。

計画なしで何かをすることは後であなたに問題を引き起こすかもしれません。クラブ危機管理チームを活性化する必要があるかもしれません。時間、日付、関係する学生、および何が起こったかについてメモを取ります。あなたのメモの中で、誰が、何を、どこで、いつ、どのようになどの質問に答えてください。あなたが今取る数分は、この時点からすべての人を助けます。あなたの計画を支援するために地区危機管理委員会に助けを求めてください。

a. 事故

●レベル1(:軽度のけがまたは事故)-初期対応

緊急事態(または予測される緊急事態)のうち、現時点で健康や安全に対する大きなリスクがなく、医療介入の必要がないと思われるもの。影響を受ける人物は 1~2 人に限られる場合。3 人以上が軽度のけがまたは事故の影響を受けている場合は、レベル 2 の対応手順に従う。

- 1. けがや事故の状況を評価するために、すぐに現場の担当者、または健康、安全、医療のスタッフに連絡する。
- 2. 有資格の、または研修を受けたボランティアがけが人に応急処置を施し、必要に応じて避難エリアにけが人を安全に運ぶ。
- 3. 影響を受けている人物の見守りを継続し、必要に応じて緊急医療機関に連絡する(レベル2に引き上げ)。
- 4. けがや事故が発生してから 24 時間以内に親または保護者に連絡する。
- 5. けがや事故が発生してから 72 時間以内に地区危機管理委員長(or 青少年保護役員)と国際ロータリーに報告する。

●レベル 2(重度のけがまたは事故)-初期対応

緊急事態(または予測される緊急事態)のうち、健康や安全に対する大きなリスクがあるもの。1人以上に医療介入が必要な場合、または3人以上が軽度のけがや事故の影響を受けている場合。

- 1. けがや事故の状況を評価するために、すぐに現場の担当者、または健康、安全、医療のスタッフに連絡する。
- 2. すぐに緊急医療サービスに連絡する。
- 3. 有資格の、または研修を受けたボランティアがけが人に応急処置を施し、必要に応じて避難エリアにけが人を安全に運ぶ。
- 4. けが人に付き添う間に、青少年プログラムの他の参加者に監督者がつくようにする。
- 5. 緊急医療サービスが到着したら、すぐに親または保護者、地区危機管理委員長(or 青少年保護役員) に連絡する。
- 6. けが人を病院や緊急医療施設に運ぶ必要がある場合は、その付き添いと、他の青少年プログラム参加者の監督を担当する成人のボランティアをそれぞれ指名する。
- 7. 保険に関する質問や保険金請求の担当者に連絡して、保険会社への報告に必要な手順を確認する。
- 8. 今後メディアの報道が行われる予定、またはその可能性を確認し、メディア向け危機対応手順を開始する。
- 9. けがや事故が発生してから 72 時間以内に地区危機管理委員長(or 青少年保護役員)と国際ロータリーに報告する。

●レベル3(命に関わるけがまたは事故)-初期対応

緊急事態(または予測される緊急事態)のうち、重大であるか、命に関わる健康上または安全上のリスクがあり、すぐに医療介入や救命措置が必要な場合。

- 1. けがや事故の状況を評価するために、すぐに現場の担当者、または健康、安全、医療のスタッフに連絡する。
- 2. すぐに緊急医療サービスに連絡する。
- 3. 有資格の、または研修を受けたボランティアがけが人に応急処置を施し、必要に応じて避難エリアにけが人を安全に運ぶ。
- 4. けが人に付き添う間に、青少年プログラムの他の参加者に監督者がつくようにする。
- 5. 緊急医療サービスが到着したら、すぐに親または保護者、地区危機管理委員長(or 青少年保護役員) に連絡する。
- 6. 病院または緊急医療施設への付き添いと、他の青少年プログラム参加者の監督を担当する成人のボランティアをそれぞれ指名する。
- 7. 保険に関する質問や保険金請求の担当者に連絡して、保険会社への報告に必要な手順を確認する。
- 8. 今後メディアの報道が行われる予定、またはその可能性を確認し、メディア向け危機対応手順を開始する。
- 9. けがや事故が発生してから 72 時間以内に地区危機管理委員長(or 青少年保護役員)と国際ロータリーに報告する。

b. 身体的健康に関わる緊急事態

●レベル1 身体的健康に関わる緊急事態初期対応―監視

緊急事態(または予測される緊急事態)のうち、現時点で学生やボランティアに直接的な影響がなく、封 じ込めまたは隔離ができていると思われる状況。

- 1. 緊急事態が近隣の都市、国などに与えるまたは与えた影響について、ボランティア、学生、その親、国際ロータリーに配信または連絡する。これにより、関係者に自分を守る方法を周知し提供すると同時に地区危機管理委員長(or 青少年保護役員)が状況を監視していることを示すことができる。
- 2. 国や地方の政府機関から出されるアラートや最新情報などを参考に、引き続き進捗状況を監視して、アドバイスを得る。

●レベル 2 身体的健康に関わる緊急事態初期対応―計画

学生やボランティアに直接的な影響はないものの、状況が進展するか他のエリアに影響が拡大して、影響の隔離または封じ込めができていない状況。

- 1. 危機対策チームに、進捗状況の監視、次のレベルに備えた準備と計画を指示する。
- 2. 状況を懸念している人びとへの正式なメッセージを準備するとともに、すべての関係者(ボランティア、学生、その親)に情報提供するためのメッセージを事前に準備する。
- 3. 対面での集まりや、出張の延期またはキャンセルなどの対応が必要な場合の基準を定める。
- 4. プログラム参加者の自主隔離、強制隔離、治療、帰国を必要とする場合の基準を定める。
- 5. 緊急事態の範囲拡大、学生やボランティアなどの地域に直接的な影響を及ぼす場合に備え、基準に基づいて具体的な計画を策定し、全員に通知する。計画には、具体的な日付をあげて、状況が改善しないか悪化した場合にとる行動を記載する。
- 6. 保険に関する質問や保険金請求を担当者に連絡して、保険会社への報告に必要な手順と、保険会社が提供する資料を利用するための手順を確認する

●レベル3 身体的健康緊急初期対応―対応

緊急事態が地区や地域、学生、ボランティアに直接的な影響を与える状況。

- 1. レベル2で定めた一連のアクションを実施して、学生とボランティアにリスクが及ばないようにする (活動、イベント、または旅行のキャンセルなど)。
- 2. 学生、ボランティア、親に、緊急事態および不測の事態が発生した際の手順を通知する。
- 3. 必要に応じて、関連するすべての現地、国、海外の政府機関または保健機関に連絡し、緊急事態および不測の事態が発生した際の手順を通知し、帰国や安全な移動ができるよう調整する。
- 4. 保険に関する質問や保険金請求を担当者に連絡して、保険会社への報告に必要な手順と、保険会社が提供する資料を利用するための手順を確認する。
- 5. 前払い制や登録制のイベント、旅行、その他のプログラムに関連する費用について、返金またはキャンセルの連絡をする。
- 6. 医療的な緊急事態に関連して、プログラム参加者が緊急に受診、入院、帰国した場合は、72 時間以内に国際ロータリーに報告する。
- 7. 引き続き進捗状況を監視し、手順を調整する。

V. 危機の解決

a. 危機レベルの引き下げと危機解決の宣言

地区ガバナーは、以下のルールに従って危機レベルの引き下げ(高いレベルから低いレベルに危機を移行する)と危機解決の宣言を行う。

- 危機レベルの引き下げ:対応手順がすべて実施された後、適切なタイミングで危機レベルを引き下げます。ただし、危機に対する注意や対応は引き続き現状のレベルを維持します。その方が、現在より低いレベルの手順に記載されているものより適切であるためです。危機レベルを引き下げる際、地区ガバナーは危機管理委員長と連絡を取り、必要に応じて通知手順を発動する。
- 危機解決の宣言:対応手順で定められたすべての手順が完了し、青少年とボランティアに差し迫ったリスクがなく、危機に対する注意と対応を維持する必要がなくなった場合に、危機が解決したとみなされる。危機が解決した際、地区ガバナーは危機管理委員長と連絡を取って、必要に応じて通知手順を発動する。

b. デブリーフィング(事後検証)

危機の解決や訓練の直後、または辛うじて危機を回避した直後に、危機管理委員会でデブリーフィング (事後検証)を実施する。必要に応じて危機管理委員会非常任委員にも参加してもらう。デブリーフィング (事後検証)の目的は、対応手順に従っていたか、危機解決によって必要性が明らかになった行動手順がないかを確認することである。これには、危機管理計画の更新や緊急事態のための研修が含まれるが、これらに限定されない。

デブリーフィング(事後検証)アンケート(付録 B)のコピーを公式記録に含め、地区ガバナーはデブリーフィング(事後検証)で推奨された措置が実行されていることを確認する。

c. 危機管理計画と緊急事態研修の更新

危機管理計画は定期的に見直すことが重要である。計画は以下のタイミングで更新する。

◆ 年に一度、新しいロータリー年度が始まる前({日付を挿入})。

- ◆ リーダーシップ方針やその他の青少年保護方針が変更された後。
- ◆ 危機の解決やシミュレーションの直後、または辛うじて危機を回避した後に実施されるデブリーフィング(事後検証)で推奨事項があがった場合。

以下の場合に、(抜き打ちの)緊急事態研修を実施する。

- ◆ 危機解決の直後に実施されたデブリーフィング(事後検証)で研修が必要である事が判明した場合。
- ◆ 青少年に関連する危機や緊急事態が辛うじて回避された場合(特に、デブリーフィング(事後検証) によって青少年保護方針や対応手順に従っていなかったことが判明した場合)。

VI. その他の重要な考慮事項

a. 危機発生時における青少年へのサポート

危機の最中や直後には、青少年に対する追加のサポート、心理カウンセリング、または治療が必要になる場合がある。

危機に巻き込まれた、緊急事態発生時に現場にいた可能性がある、間接的な影響を受けた(友人、家族、または危機に巻き込まれた人物と近しい)青少年には、状況を確認することが重要である。

危機の最中やその直後には以下の手順に従う。

- 危機から直接的、または間接的な影響を受けた青少年の身体、心、感情の状態を確認する。
- 青少年をサポートするだけでなく、報告の義務がない場合はプライバシーと秘密保持に関する当人の 権利を尊重する。
- 危機から直接的、または間接的な影響を受けた青少年と、適切な人物(クラブのカウンセラー、地区 青少年保護役員など)との面談を設定する。

サービスの種類	サービスの提供者	電話	Eメール

b. 管理手順—報告

- ●報告:必要な報告(地区レベル、現地、地方自治体、国、海外、国際ロータリー)はすべて定められた時間内に完了する。
- ●記録保持:記入済みのデブリーフィング(事後検証)アンケートなど、危機対応の公式記録とその他の 関連資料(プレス・メディアリリース、メディア報道、保険金請求フォーム、公文書、Eメールのやりと り、警察の調書など)は他の機密報告書とともに保管し、記録を確認する必要がある人物だけが閲覧でき るようにする。

c. 保険と費用

●保険: 当地区は、緊急事態や危機で発生した怪我や物的損害を補償する損害賠償保険に加入している。

追加情報と契約における報告ガイドラインについて、契約の補償範囲や制限を確認する必要がある。保険に関する質問と、保険金の請求については RIJYEM まで連絡すること。

●経費:地区では危機管理対応積立金を設けて、青少年やボランティアの安全と健康を守るために現場で直ちに支払う必要がある支出に備えている。この支出には、損害賠償保険会社から後日払い戻される支出や、払い戻されない支出も含まれる。可能な限り、すべての支出は危機管理委員長の事前承認を受け、払い戻しと記録保持に備えてすべての領収書を提出する必要がある。

d. 危機発生時のメディア対応ガイドライン(付録 D 参照)

他に記載がない限り、危機管理委員長が、メディアからの問い合わせがあった場合や、コメントやインタビュー、危機に関する詳細を求められた場合にメディアに対応する広報担当者となる。危機対応研修の一環として、危機発生時にはメディアからの質問に答えたりコメントしたりせず、すべての問い合わせを指定の広報担当者に回すようボランティア全員に伝える。すべてのボランティアは、コメントを控え、危機に関連して公開された情報を共有し、その情報を指定の広報担当者に知らせる必要がある。

e. ホストクラブの準備

ホストクラブは、クラブ危機管理対応チームを編成する必要があります。

チームメンバーには、危機管理に関する地区マニュアルのセクションのコピーが渡され、全員が危機管理に関する地区の方針を知っている必要があります。

必要に応じて委員会に人を追加することができます(たとえば、ホストファミリーを委員会のメンバーとする場合は、事案が発生した場合にのみ割り当てます。)

附則

この規定は、2022年7月1日から施行する。

8) 国際ロータリー第2510地区 個人情報取扱方針

地区は、地区青少年プログラムの実施に当り、個人情報取扱方針に従って個人情報を取り扱います。 地区は、ロータリー章典に定める青少年保護方針その他国際ロータリーの青少年プログラムに関する条件を遵守して個人情報を取り扱います。

個人情報取扱方針

国際ロータリー第2510地区は、青少年奉仕活動及びプログラム上取扱う青少年、その保護者、ボランティア、ロータリアンなどの特定の個人を識別できる情報(以下「個人情報」といいます)について、以下のとおり「個人情報保護方針」を定めその保護に努めます。

1. 個人情報の取得と利用目的

地区は、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令を遵守し、個人情報を適法かつ適切に取り扱います。

地区は、個人情報を適法かつ適切な手段により取得します。

地区は、個人情報について、以下の利用目的の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で利用します。

<利用目的>

- ② 入国査証発給申請その他青少年プログラム実施に当たっての海外渡航、入出国に関する手続
- ② 一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構(以下、RIJYEM)が運用する危機管理システム(YESS)への登録、管理、利用(登録された情報の地区及びクラブとの共有と危機管理のための共同利用を含む)
- ③ 旅行保険の諸手続
- ④ 人格権特約付き賠償責任保険の諸手続
- ⑤ 研修セミナー、研修旅行その他の行事、会合のための諸手続
- ⑥ 傷病時に医療機関、行政機関、通学先の学校等に対する情報提供
- ⑦ 天災地変時の緊急事態対応
- ® ロータリー章典に定める青少年保護方針その他国際ロータリーの青少年プログラムに関する条件を 充たすための国際ロータリーへの報告
- ⑨ その他青少年プログラム等の RIJYEM の事業の実施、維持管理に必要な連絡、手続、広報など

2. 個人情報の安全管理措置

地区は、個人情報が不正に利用されたり、紛失・滅失、改ざん及び 漏洩することのないよう厳重に管理するとともに、クラブと共同または分担して、個人情報を取り扱う地区・クラブ委員、ロータリアン、ホストファミリー及び地区職員への管理研修を行います。

3. 個人情報の第三者への提供

地区は、次の場合を除き、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供しません。

- (1) 青少年プログラムにおいて、国際ロータリーの規定に基づく国際ロータリーへの報告、派遣元及び派遣先の地区、クラブ、保護者、ホストファミリー、通学先の学校に対するプログラムの適切かつ円滑な実施のための情報提供(ただし、法令で認められている場合を除いて、本人の同意を得て行います)
- (2) 利用目的遂行のため業務委託する場合
- (3) 法令で認められている場合

4. 保有個人情報の開示請求

地区は、本人から保有個人情報の開示請求を受けた時は、開示をします。また、個人情報の取扱いに関する苦情等には、適切・迅速に対応します。

※地区の個人情報保護に関しては、以下までお問合せください。

RI 第2510地区ガバナー事務所

住所:〒062-0042 北海道札幌市中央区大通西11丁目4 大通藤井ビル7F

電話: 0 1 1 - 2 0 7 - 2 5 1 0 Email: rid2510@pxva.ne.jp

附則

この規定は、2022年7月1日から施行する。

9) クラブの参加資格認定:青少年交換覚書(MOU)

- 1. クラブの参加資格
- 2. クラブ役員の責務
- 3. クラブの遵守事項
- 4. 参加クラブ実行同意事項
- 5. 書類の保管
- 6. 性的虐待及びハラスメントの申し立てに関する措置

1. クラブの参加資格

クラブは、青少年交換プログラムに参加するにあたって、地区から提供されるこの青少年交換覚書 (MOU) に記載された条件と要件を遵守することに同意をしなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めることが出来る。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの青少年交換プログラムに参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、クラブの青少年交換プログラムへの参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この青少年交換覚書 (MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべての青少年交換の方針・指針を遵守しなければならない。
- C. クラブは、その他プログラム実施に必要な要件を履行しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびプログラムの適切な運営について主要な責任を有する。クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低 1 名任命する。
- B. プログラムが適切に管理されるよう確認をする。
- C. プログラムに関与するすべての人が、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を遵守することを確認する。

3. クラブの遵守事項

クラブは、次の方針・指針・申込書を遵守しなければならない。

- · 地区青少年保護指針
- ・虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針
- ・青少年プログラムボランティア申込書

地区から認定を受けることを希望するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- ・ 青少年交換プログラムを推進および支援するためにクラブが作成した推進資料やパンフレット、申 請書式、方針、ウェブサイトのリンクなどのすべての資料
- ・ 地元での支援サービス一覧(レイプ被害者ホットライン、自殺防止ホットライン、未成年へのアルコールと麻薬に関する意識向上フログラム、関連の法執行機関、地域社会の支援サービス、民間の支援サービス等)

・ 虐待やハラスメント防止に関するクラブの研修プログラム資料

4. 参加クラブ実行同意事項

- ・監督のない場面で直接青少年と接触を持つことになる、ホストファミリーに同居している人、カウンセラー、クラブ委員長、すべてのロータリアンとその配偶者やパートナーなど(ただしこれらの人々に限らない)、プログラムに関与するすべてのボランティアについて、地区が調査を実施しない場合、代わりにボランティア誓約書と経歴照会を行う。すべてのボランティアは、「青少年プログラムボランティア申込書」に記入し、署名しなければならない。
- ・ 事前通知をした場合と抜き打ちの場合、また受け入れ前と受け入れ中に行う家庭訪問と面接を含め、ホストファミリーの総合的な選考と審査の手続を確立する。
- ・ 学生とホストファミリー両者から事後評価をもらう。
- ・ 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針に従う。
- ・ 地区青少年交換プログラムの管理外で学生を直接派遣することを禁止する (裏口交換と呼ばれるもの)。
- ・ 学生を移動させる際の基準を確立し、一時的に滞在する予備の宿治施設をあらかじめ設けておくなど、 学生をホストファミリーから引き離す際の手順を設ける。
- あらかじめ審査を受けた、緊急用の家庭を含め、臨時受入れ態勢を整えておく。
- ・ すべての学生の受入れは任意であることを確認する。派遣学生の両親やクラブの会員に、学生のホストファミリーとなることを義務付けてはならない。
- ・ 長期の交換学生は複数のホストファミリーを持つよう確認する 。
- ・ 歯科医、医者、礼拝所、カウンセラー、自殺防止や性犯罪緊急用ホットライン等の情報を含む、地元 の総合的なサービス一覧を学生に提供する。
- ・ 学生を担当する受入側カウンセラーは学生のホストファミリーのメンバーではないことを確認する。
- ・ 受入側カウンセラーは肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう訓練を受けていなければならない。
- ・ ホストファミリー、派遣学生、受入学生、およびその両親や法的保護者には、性的虐待とハラスメント防止に関する研修を提供し、研修への参加を義務付ける。
- 男性と女性の両方を含め、両者は互いに無関係の個人で、またホストファミリーやクラブカウンセラーと親しい関係にはなく、学生のいかなる懸念や問題について学生を支援する少なくとも3名の支援者の氏名と連絡先を提供する。その支援者は、男性と女性の両方が含まれ、両者は互いに無関係の個人で、またホストファミリー やクラブカウンセラーと親しい関係にはないこと。
- ・ 青少年交換のウェブサイト について RI 指針に従う。
- ・ 青少年交換学生が関与するすべての深刻な事態 (事故、犯罪、早期帰国、死亡)について直ちに地 区へ報告する。
- ・ すべての申請者、申請者の両親または法的保護者と面接を行う。

その他の推奨事項:必須事項ではないが、クラブは以下を実施するよう検討すべきである。

- ・ クラブ青少年保護役員を任命する。
- ・ 長期交換では、3軒のホストファミリーに滞在させる。
- ・ クラブは審査および承認を受けるにあたり、すべての情報の提出を義務付けられるよう、クラブ再認 定の仕組みを確立する。
- ・ 経歴照会が終了し、監督なで学生接することが許可されるまで、ボランティアが学生に接触すること を禁止する。

5. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とプログラムに関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を遵守し、適正にプログラムを遂行したという評価に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる(ただし、以下に限られない)。
 - 1. 長期交換同意書
 - 2. ボランティア誓約書
 - 3. 地区外移動届
 - 4. クラブカウンセラー届
 - 5. クラブカウンセラー月例報告
 - 6. 来日学生月例報告
 - 7. 受入学生、クラブ、学校、ホストファミリー履歴等の一覧表
 - 8. 受入学生及び派遣生徒の申請書式一式(AP・GF)
 - 9. クラブの参加資格認定青少年交換覚書 (MOU)
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、原本で5年間、電子データで永久保存しなければならない。

6. 性的虐待及びハラスメントの申し立てに関する措置

ロータリー青少年交換プログラム参加者から性的虐待やハラスメントの申し立て報告を受けた成人は、補遺資料 B:「性的虐待及びハラスメントの申し立てに関する指針」に従わなければならない。

申し立てを受けた際、疑惑のある行為が性的虐待や性的ハラスメントにあたるかどうかを大人たちで判断すべきではない。むしろ、まず学生の身の安全を確保した上、すべての申し立てを直ちに適切な児童保護局や警察へ報告すべきである。

虐待やハラスメントの申し立てに対処する際、最も重要な懸念事項は、青少年の身の安全である。クラブ会員は、憶測したり、警察あるいは犯罪捜査の妨げとなり得るような個人的見解を表明するべきではない。ロータリアンは調査に介入してはならない。申し立てられた被疑者を支持するコメントを行うことは、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」およびロータリーの理念に反するものである。申し立てられた虐待行為者に対する所見は、申し立てられた虐待行為者による、ロータリアンまたはクラブに対する中傷または名誉棄損の訴えにつながる恐れがある。

承認と同意

この青少年交換覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、青少年交換プログラムの適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この青少年交換覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリークラブを代表し、下記署名人は、この青少年交換覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、地区に通知することに同意する。

会長クラブ		クラブ幹事		
就任年度		就任	年度	
氏 名		氏	名	
署名		署	名	
日 付		日	付	

付録 A: 地区連絡先リストと危機通知手順のサンプル

この連絡先リストは年に一度、または地区のリーダーシップが変更されたときに更新してください。このリストを以下のメンバー全員、緊急事態発生時にこのリストのメンバーに連絡する必要がある人物 (学生、親、ホストファミリー、現地の医療担当者など) に配布します。

名前	役割	Eメール	携帯電話	通知先

付録 B: デブリーフィング(事後検証) アンケートのサンプル

この質問票は、現地の状況に合わせて変更してください。明確な説明を加え、担当者を指名し、フォローアップを考慮した妥当な期限を設けます。

●セクション1:会機の無数・	
危機の種類: 危機のレベル: 概 要:	
発生日:	
●セクション 2-fi	ら機対応チェックリスト
□はい□いいえ :	1. 危機の種類とレベルは適切に特定されましたか?
□はい□いいえ 2	2. 危機レベルの引き上げ、引き下げを適切に行いましたか?
□はい□いいえ 3	3. 危機の種類、レベルに応じて対応手順を実施しましたか?
□はい□いいえ 4	4. 通知手順を適切に実施しましたか?
口はい口いいえ !	5. 報告要件に適切に従いましたか?
□はい□いいえ (6. (報告が必要な場合)72 時間以内に国際ロータリーに報告を提出しましたか?
ロはい口いいえ こ	7. 保険会社に連絡しましたか?
□はい□いいえ 8	3. 危機は適切に解決されましたか?
いずれかの回答が	「いいえ」の場合は、それぞれについて以下の理由を記載してください。
例:1. 最初は危機 と判断した。	幾がレベル1に過ぎないと考えていたが、再度検討したところ、実際にはレベル2でだ
●セクション3:	
□はい□いいえ	1. 危機管理計画を更新する必要がありますか?
回答が「はい」の	場合、必要な更新内容とその詳細をセクション3に記載してください。
例:危機の種類と	レベルの特定をより簡単にするため、それぞれの危機の種類をより詳細に定義する。

]はい□いいえ 2. 緊急事態	研修は必要ですか?	
回答が「はい」の場合、必要な	\$更新内容とその詳細をセクシ _ま	ョン 3 に記載してください。
列:危機の定義とレベルが更新 ・	fiされたら、危機管理委員会で	3 0分のオンラインミーティングを[
て、全員で最新情報を共有する		
●セクション4:危機解決後の)フォローアップ	
		- F順の期限を記載してください。
		手順の期限を記載してください。
		F順の期限を記載してください。 期限
必要なすべてのフォローアッフ	プ手順、各手順の責任者、行動	
必要なすべてのフォローアッフ フォローアップ	プ手順、各手順の責任者、行動号 責任者	期限
必要なすべてのフォローアップ フォローアップ 例 : 危機管理計画を更新する 例 : Zoom を使ってオンライ	プ手順、各手順の責任者、行動等 責任者 地区ガバナー、危機管理委員	期限 4週間、または(日付を挿入)
必要なすべてのフォローアップ フォローアップ 例 : 危機管理計画を更新する	プ手順、各手順の責任者、行動 責任者 地区ガバナー、危機管理委員 会常任委員	期限 4週間、または(日付を挿入) まで
必要なすべてのフォローアップ フォローアップ 例 : 危機管理計画を更新する 例 : Zoom を使ってオンライ	プ手順、各手順の責任者、行動 責任者 地区ガバナー、危機管理委員 会常任委員	期限 4週間、または(日付を挿入) まで
必要なすべてのフォローアップ フォローアップ 例: 危機管理計画を更新する 例: Zoom を使ってオンライ ン研修を実施し、危機管理計	プ手順、各手順の責任者、行動 責任者 地区ガバナー、危機管理委員 会常任委員	期限 4週間、または(日付を挿入) まで

危機デブリーフィング(事後検証)に参加して、セクション 4 に記載されたフォローアップアクション に同意し、ここに署名します。

署名	日付

付録 C: 青少年交換の危機コミュニケーション

1) 危機コミュニケーション手順—来日学生(IBS)

このガイドラインは、来日学生(IBS)が関与する緊急事態に対処します。

死亡、重傷、重病、またはホストクラブが深刻とみなすその他の問題が発生した場合、ホストクラブ青少年交換担当者は直ちに地区青少年交換委員会に連絡し、最低限以下の詳細を提供するものとします。

- 1. ホストクラブ名。
- ホストクラブ会長・幹事・交換担当委員・カウンセラーの名前と必要な連絡先情報。
- 3. 関係する1人または複数の学生の名前。
- 4. 関係する学生の母国。
- 5. スポンサー地区番号(海外)。
- 6. 危機に関連する可能な限り詳細。

危機管理委員長は次のことを行います。

- 1. すぐに地区危機管理委員会のすべてのメンバーに連絡し、危機情報を伝えます。
- 2. 危機の性質上必要に応じて、「青少年交換緊急事態のガイドライン」をベースラインとして、危機に 関連する情報に連絡または調査するよう危機管理委員に依頼します。
- 3. 引き続き、地区危機管理委員会のすべてのメンバーに危機の状況を通知し、通知します。
- 4. 地区危機管理委員長は、学生およびそのスポンサー地区の海外の対応窓口(対応相手)について、それぞれの大使館/領事館に通知するものとします。

危機の通知時:

- 1. 地区危機管理委員長は、国際ロータリーに危機の性質と状況について連絡し、助言する責任を負い、 危機の過程を通じて国際ロータリーを最新の状態に保つ責任があります。
- 2. 地区危機管理委員長は、地区青少年交換委員会の他のすべてのメンバーに通知し、危機全体を通じて最新の状態に保つものとします。
- 3. 地区危機管理委員長は、地区ガバナーに通知し、危機の期間中、地区ガバナーを最新の状態に保つ責任があります。

2) 危機コミュニケーション手順一派遣学生(OBS)

このガイドラインは、海外の地区がホストする派遣学生(OBS)が関与する緊急事態に対応しています。

地区青少年交換委員会に死亡、重傷、重病、または派遣学生(OBS)に関連するその他の問題が通知された場合、情報を受け取った人は直ちに地区危機管理委員長に連絡し、最低限次の詳細を提供するものとします。

- 1. 関係する学生の名前。
- 2. スポンサー・ロータリークラブ

- 3. ホスト地区番号(海外)。
- 4. 危機の性質と、危機に関連する可能な限り詳細。

危機管理委員長は次のことを行います。

- 1. すぐに地区危機管理委員会のすべてのメンバーに連絡し、危機情報を伝えます。
- 2. 危機の性質上必要に応じて、「青少年交換緊急事態のガイドライン」をベースラインとして、危機に関連する情報に連絡または調査するようメンバーに依頼します。
- 3. 引き続き、地区危機管理委員会のすべてのメンバーに危機の状況を通知し、通知します。
- 4. 引き続き、危機が発生している地域の責任者と連絡を取り、責任者を通じて危機の解決に取り組みます。
- 5. 地区危機管理委員長は、派遣学生(OBS)とそのホスト地区の海外のカウンターパートについて、ホスト国の駐在日本国大使館若しくは領事館に連絡するものとします。

危機の通知時:

- 1. 地区危機管理委員長は、国際ロータリーに危機の性質と状況について連絡し、助言する責任を負いま
- す。地区危機管理委員長は、危機の過程を通じて国際ロータリーを最新の状態に保つ責任があります。
- 2. 地区危機管理委員長は、地区青少年交換委員会の他のすべてのメンバーに通知し、危機全体を通じて最新の状態に保つものとします。
- 3 危機管理委員長は、地区ガバナーに通知し、危機の間中、地区ガバナーを最新の状態に保つ責任があります。

付録 D:メディア危機管理のポイント

緊急事態が発生したら

- ・危機管理委員会を収集する。
- ・あらゆる事実を収集する。
- ・委員への事情説明を適時に行う。
- ・ロータリーを代表するメディア担当を決定する。
- ・メディアからの問い合わせは、すべてメディア担当に回すよう、クラブやロータリアンに伝える。
- ・適切な口調で事実を正確に伝える発表文を作成する。
- ・ロータリーの見解を示す重要なメッセージを作成する。
- ・全国的または国際的なニュースになる可能性がある場合は、直ちに国際ロータリーのメディア担当に 連絡する。

メディアから接触があった場合

- ・メディア取材は、事実やロータリーの見解を地域社会に伝える良い機会となる。
- ・メディアからの問合せには即座に対応する
- ・即答できない場合は、折り返し電話をすると記者/レポーターに伝え、その後ただちに電話する。
- ・正直に、事実のみを話す。
- ・事実を隠ぺいしたり、言い訳をしたりしない。

ロータリーの見解を伝える発表文を作成する(内容は以下の通り)

- ・事実を提示する(当局の発表にならう)。
- ・オープンに、誠実に。
- ・関係者への配慮を忘れない。
- ・今後の対策について説明をする。

重要なメッセージを作成する。

- ・ロータリーはすべてのプログラム参加者の安全を守ることに尽力する。
- ・不適切な行動や虐待などの告発はどれも厳密に受け止め、被害者と当該人物のあらゆる接触を直ち に禁ずる。
- ・ロータリーは、申し立てについて調査する捜査機関に全面的に協力する。

取材の際は

- ・難しい質問を突きつけるのは記者/レポーターの仕事。
- ・考えをまとめて、短いシンプルな文で答える。
- ・重要なポイントを強調する
- ロ調とボディーランゲージをコントロールする。

取材後には

- ・この場を設けてくれた感謝の意をレポーターに伝える。
- ・今後も取材に協力すると申し出る。
- ・出版物、テレビ、ラジオ、ネット上、SNS での報道をチェックし、正確かどうか確認する。
- ・ロータリーに関する報道に間違いがあれば、メディアに直接連絡するか投書する。

SNS を活用しているクラブや地区へ

- ・メディア危機対応ルールと同様のルールが SNS にも適用される。
- ・SNS は公のフォーラムだと認識する。
- ・すべてのコメントに返事をしたり対応したりする必要はない。

付録 E: RI の青少年交換緊急事態のためのガイドライン

まれですが、青少年交換活動中に不幸な緊急事態が発生することがあります。あらゆる可能性への準備は、青少年交換プログラムの重要な部分です。交換留学生の家族とメディアが緊急事態が処理されたことをどのように認識するかは、プログラムに直接的な影響を及ぼします。以下のガイドラインは、起こりうる緊急事態に備えて事前に準備する方法、緊急事態が発生した場合に連絡する個人、および緊急事態の際に従う手順の概要を示しています。

1) 緊急事態への備えのヒント

- ●クラブカウンセラーまたはホストファミリーは、学生のパスポート、在留カード、国民健康保険証、および帰りのフライトデータのコピーをいつでもすぐに利用できるようにしておく必要があります。これらは、必要に応じて 24 時間アクセスできるように、安全な場所に保管してください。
- ●地区青少年交換委員長は、学生が旅行中の場合、またはクラブカウンセラーから学生の文書にアクセスできない場合に備えて、帰国便のデータと学生のパスポートに関連するすべての文書のコピーを用意する必要があります。
- ●地区青少年交換委員長は、出発時にパスポートを紛失、盗難、またはアクセスできない場合に備えて、 学生の両親または法定後見人からパスポートを再発行することに同意する必要があります。
- ●地区青少年交換委員長は、スポンサーの青少年交換役員と学生の旅程を共有し、到着時に空港で誰が 学生に会うかを知っておく必要があります。
- ●スポンサークラブは、政治的または市民的不安の場合に避難した後、交換を完了するために学生が戻るために誰に支払うか(クラブ、地区、学生の両親、情報源の組み合わせなど)を概説する必要があります。
- ●ロータリアンのカウンセラーと現在のホストファミリーは、交換学生のすべての旅行計画に関する詳細を知っており、特に交換学生が別の旅行をしている場合は、これらの旅行計画が交換学生の自然の親/法定保護者によって承認されていることを確認する必要があります。
- ●交換学生の両親は、ホストロータリアンカウンセラー、ホストファミリー、およびホスト/受け入れクラブの別のロータリアン(できればホストクラブ会長)を指名する書面による承認書(または委任状)を発行する必要があります。怪我や死亡の場合の親。ほとんどの政府部門や地方自治体がこれを要求しているため、これは非常に重要です。一部の地区では、各ホストファミリーとカウンセラーがフォームのコピーを持っていることを確認するために、保護者/法定後見人が申請書とは別にいくつかの保護者同意書に署名します。

上記の書簡はまた、以下の発生を承認する必要があります。

- ●葬儀費用(遺体の請求、防腐処理、棺、法定および政府の費用の遵守、棺/遺体の輸送、火葬費用など) は保険契約から払い戻されます。
- ●親に代わって行動する権限のある人 (ロータリアンカウンセラーおよび/またはホストの親) の費用 (事

故現場への移動にかかる交通費およびホテル代など)は、保険契約から払い戻されます。すべてのホストクラブがそのような即時の費用を負担する余裕があるわけではないので、費用の処理は重要です。クラブまたは地区が即時の費用を処理する能力は、悲劇的な状況が悪化し、生徒の両親の苦痛と苦痛を増大させるのを防ぐことができます。ホストのロータリアンは、交換留学生を自分の子供であるかのように扱い、自然な親が行うすべてのことを行うことを約束します。

しかし、ホストのロータリアンが当面のニーズにかなりの金額を費やさなければならない場合、他のロータリアンは将来、ホストの親やカウンセラーになることを思いとどまる可能性があります。

したがって、ホストロータリークラブまたはホストロータリー地区のいずれかが、悲劇が発生した場合の即時の費用を賄うための緊急基金を設立することをお勧めします。受け取った保険金はこの基金に払い戻されます。多くの受入地区では、緊急事態が発生した場合に支援するために、学生に緊急資金を用意する必要があります。

悲劇的な出来事が起こったとき、物事は迅速に行われる必要があります。タスクは、クラブ/地区緊急委員会のさまざまなメンバーに割り当てられる必要があります。次の人々はすぐに通知される必要があります:

- ●親/法定後見人。 (死亡した場合は、遺体の埋葬、火葬、返還について明確な指示を受けてください。 また、追悼式についても尋ねてください。 故人の宗教に配慮する必要があります。)
- ●ホストファミリー、クラブカウンセラー、地区青少年交換委員長。
- ●ホスト地区ガバナーとスポンサー地区ガバナー。
- ●支援と指導のために、ロータリークラブを主催します。*
- ●保険会社(そしてフォローアップすることを忘れないでください)。
- ●大使館役員、アドバイスを得る。

交換学生の死亡が発生した場合に従うべき手順:

- ●故人が交換学生であることを確認します。
- ●上記のすべての担当者に連絡してください。
- ●地域の規制については地元の警察に確認し、警察の報告書のコピーを入手してください。故人の所有物、特にパスポートを取り戻します。
- ●遺体の主張と剖検については、地元の病院と遺体安置所に確認してください。死亡診断書を入手して ください。
- ●地元の葬儀屋と防腐剤について連絡してください。防腐処理された団体が国境を越えることができるように、防腐処理業者が国際的に認められた実践免許を持っていることを確認してください。(これは病気の蔓延を防ぐためです。)防腐剤の証明書を取得します。両親の希望に応じて、適切な棺を注文し、学生の母国を交換するための交通手段を手配するか、埋葬または火葬を手配します。
- ●「封印証明書」を取得します。棺が国境を越えるためには、内側が金属で裏打ちされ、密封されている必要があります。密輸を防ぐために、封印は公式に目撃されなければなりません。封印された棺が国を離れるには、輸出許可が必要です。封印された棺が交換学生の母国に入国するには、輸入許可が必要です。確立された事業者は、これらの問題に対処できる必要があります。大使館は 2 つの許可の取得を支援することができます。

- ●棺桶を交換学生の母国に空輸するために、評判の良い航空輸送業者を任命します。これは、中間空港で棺が誤って荷降ろしされるリスクなしに、すべての乗り継ぎ便が正しくスケジュールされるようにするためです。到着便の詳細は、棺を受け取る手配をすることができるように、故人の両親に正しく渡される必要があります。死亡診断書、防腐処理証明書、棺桶封印証明書、輸出入許可証、パスポートのコピーを運送会社に渡してください。飛行機の棺に同行する必要があります。
- ●交換学生のための追悼式を行います。地区ガバナーに完全な報告書を書くことを忘れないでください。 コピーを国際ロータリーと交換留学生の出身地およびロータリークラブに送ってください。

*ホストエリアから離れた場所で事故が発生した場合は、地元のロータリークラブに連絡して支援と指導を受けることをお勧めします。

付録 F: 日本国内におけるリスク評価対象

1. リスクの評価

RIJYEM は日本国内での優先すべきリスク評価対象を、次の4点としています。

- ① 自然災害
- ② パンデミック(ウイルス性感染症の世界的大流行)
- ③ ハラスメント
- ④ 個人情報保護

選定した理由は、最近 RI が強調している4項目を選定しました。

R I はこの4項目以外に全世界で発生している危機の多くを事例として上げています。自殺、事故、薬物、テロ、暴動、暴力などについては地区の特性に合わせ、地区が既に実行されている事、またはこれから追加されようとしていることを、地区ガバナーが危機の対象とすることができます。

1.1 自然災害:地震・津波、台風・洪水・山崩れ、噴火等

(1) プログラム継続プラン(PCP計画)の策定

プログラム継続プラン(PCP計画)の策定をします。これには、プログラムに関する DATA のクラウド化や青少年交換支援システム(YESS)を活用します。

(2) パートナー相互支援協定の締結

近隣地区とのパートナー相互支援協定の締結(別添:本書式)を推奨します。

多府県で構成される地区は、ガバナー事務所の問題はあるが地区内で相互支援協定を締結することも考えます。

(3)被害状況の確認

被害状況の確認では、被災地は連絡、移動手段、生活インフラの確保が不可能となる為、被害状況・安否の確認は、各地区が確認方法について東日本大震災時の経験を参考にして、具体的に準備をします。また、第三者のシステムを活用することもできます。例えば警備会社等

(4) 危機管理対応積立金の設置

1.2 パンデミック: (COVID-19)

命と安全を守ることを最優先し、基本的な予防手段を確実に実行します。

- ① 日本国及び相手国の政府方針を優先し、それらを遵守する。
- ② RIの決定・指針、双方の政府方針の範囲内で遵守する。
- ③ 感染症に関する医療危機や病気の流行に言及する条項を危機管理計画の別冊として含めた。

1.3 ハラスメント

別途対応

1.4 個人情報保護

別途対応

1.5 保険

① 海外来日学生(IBS)は、RIJYEM旅行保険を付保されており、合わせて国民健康保険に加入しています。その為、治療費は保険でカバーされます。しかし、自費で PCR 検査を受ける場合は、

保険免責となります。

- ② 帰国する際に、ビザ期間が許す限りにお於いて保険期間を延長することは出来ますが、追加費用が発生します。
- ③ 海外派遣学生(OBS)については、ホスト地区が指定した旅行保険に加入義務がある為、PCRの自費検査料や保険期間延長については、相手地区指定の保険約款を確認してください。

1.6 その他

- ① RIより、安全ガイドラインに反して学生を交換活動に参加させたことが発覚した地区は、今後2年間にわたりロータリー青少年交換プログラムへの参加資格を一時停止されます。
- ② 地区を通さないクラブ独自の青少年交換とみなされるプログラムも同様の扱いとなります。
- ③ 地区委員会は、クラブの児童/青少年を対象とした奉仕活動アンケートを定期的にとるべきです。
- ④ RI 理事会は、パンデミックの状況によるプログラムの一時休止を決定することがあります。地 区委員会は、速やかにプログラムの一時休止を実施しなければなりません。

付録 G: 災害時相互支援協定書

***年**月**日

- 1.目的 国際ロータリー****地区、国際ロータリー****地区及び国際ロータリー****地区のガバナー及び青少年交換委員会は青少年交換受入学生の安全を確保し、地区青少年交換プログラムを適切に運営維持することを目的として、災害時に相互的に支援し合うことに合意する。
- 2.災害発生時 非被災地区は被災地区に対し人的、物的、移動、宿泊などの支援を行う。その時にかかる費用については支援時に取り決めるものとする。また、一社)国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構(以下 RIJYEM とする)からの借入れによる適時かつ迅速な対応も検討する。
- 3.対象者被災地区から要請された青少年交換受入学生を支援対象者とする。
- 4.期間 協定期間は****年**月**日から****年**月**日とし、毎年7月31日までに各地区の青少年交換委員長から別段の意思表示がなければ、本協定は同一内容で毎年8月1日から翌年7月31日まで自動更新することとし、以後も同様とする。また、各地区の青少年交換委員長は地区ガバナーに協定が更新されたことを報告する。
- 5.データ共有 各地区は RIJYEM が運用する青少年交換システム YESS に学生の情報の入力を確実に 行うこととする。特にホストファミリーの情報を入力することに注力することとする。

6. 大規模災害時の対応

被災地区の災害が大規模であるなど連絡困難な場合は、被災地区からの要請がない場合でも、YESS のデータを活用するなどして非被災地区が青少年交換受入学生の救援、受入れに向かうことも検討し、相互に受入学生の安全確保に努めることとする。

7.署名 この協定書は3通作成しそれぞれに各地区ガバナーと青少年交換委員長が署名したのち1通ずつ各地区で保存するこことする。

国際ロータリー****地区 ガバナー 青少年交換委員長 国際ロータリー****地区 ガバナー 青少年交換委員長 国際ロータリー****地区 ガバナー 青少年交換委員長

付録 H: 危機に於ける学生のホストファミリー移動時の基準と手順

1)目的

通常の場合、ホストファミリーは一人の学生に対して複数準備されており、予定された期間が過ぎれば、次のホストファミリーに移動する。しかし、自然災害、感染症罹患、ハラスメント、その他の危機が発生した場合には、来日学生がホストファミリーを移動しなければならない場合がある。その為に基準と手順を定める。

2) 基準

次の場合は、予備のホストファミリーに学生を移動させ保護する。

- ・自然災害に被災して、来日学生を安全に宿泊させることが出来なくなった場合
- ・感染症のまん延で、ホストファミリー若しくは学生が罹患した場合
- ・学生よりホストファミリーからのハラスメント被害の申し出があった場合
- ・その他特段の事情があり、地区青少年交換委員会が認めた場合

3) 手順

- ・ホストクラブは、地区青少年交換委員会にホストファミリーの移動を通知する。
- ・地区青少年交換委員会は、スポンサー地区委員会及び学生保護者に連絡をする。
- ・地区青少年交換委員会は、地区危機管理委員会に危機対応移動の報告をする。

付録 I: 青少年プログラムボランティアの身元照会(例示)

ボランティアの役割とプログラムの要件によっては、青少年とかかわるボランティアは身元照会を行う必要があります。少なくとも3名の身元保証人(身元照会先)に、申込者が希望する役割で青少年とかかわるのにふさわしい人かどうか、メールにて尋ねてください。身元保証人(身元照会先)は申込者の親族であってはならず、元/現ロータリー会員は1名まで認められます。

必要であれば、身元保証人(身元照会先)と電話で話してください(地元の要件に反しない場合)。申込者が希望する役割について伝え、青少年とかかわる活動である点を強調しましょう。申込者の情報と照らし合わせて食い違いや矛盾がないかどうかを調べるために、全員に対して同じ質問を用い、回答を記録してください。

以下の質問は地元のプログラムや法律に合わせて修正してご利用ください。

青少年プログラム 身元照会の質問 (メールや電話などで)

- 1. いつ頃から申込者と知り合っていますか?

- 2. 申請者が青少年と接する活動にたずさわることに知っていますか?

- 3. 申込者がロータリーの青少年プログラムで活動するべきではないと思われる理由はありますか?

- 4. 申込者についてほかに何か言っておきたいことや気にかかることはありますか?

付録 J: 青少年交換プログラム個人情報取扱同意書



提出した個人情報の受入/派遣地区の取り扱いに関する同意書 (Ver.0, 2020.12.13)

Student Consent to Rotary Sponsor & Host District's Use & Release of My Collected Personal Data

1. 受領済みの地区方針のコピーについて:

私は、ロータリー青少年交換プログラムに関連して入手した個人情報の使用と開示に関する第2510地区とRIJYEM及びホスト(受入)地区の間の統一個人情報保護方針のコピーを提供されました。この書類は、第2510地区および地区が所属する一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構(RIJYEM)及びホスト(受入)地区が、青少年交換に関わる私の個人情報資料の使用条件及びこうした資料の第三者への流出条件について説明しています。

Copy of policy provided.

I have been provided a copy of D****&RIJYEM/Host District Uniform Privacy Policy on Use and Disclosure of Confidential Information Obtained in Connection with the Rotary Youth Exchange Program. It explains how District*** and any Multi-District of which it is a member (hereinafter referred to individually and collectively as "RIJYIEM Rotary International Districts of Japan Youth Exchange Multidistrict Organization") /Host District will use my personal data in my exchange and how it will share this data with others.

2. 個人データの使用と開示への同意:

私は、日本のロータリー地区(スポンサー地区)及びホスト(受入)地区が、ロータリー青少年交換プログラムに関連して入手した個人情報の使用と開示に関する第2510地区と RIJYEM 及びホスト(受入)地区の間の統一個人情報保護方針に準拠して、私の個人情報を収集、加工・処理、使用及び開示することに同意します。

Consent to use and disclosure of personal data.

I consent to the Japanese Rotary District /Host District collecting, processing, using, and disclosing my personal data in a manner consistent with D**** &RIJYEM/Host District Uniform Privacy Policy on Use and Disclosure of Confidential Information Obtained in Connection with the Rotary Youth Exchange Program.

日 付 Dated:	交換学生氏名 Name of Exchange 署名 Signature
YYYY-MM-DD	Student
日 付 Dated:	保護者氏名#1 Name of 署名Signature
YYYY-MM-DD	Parent/Legal
	Guardian#1
日 付 Dated:	保護者氏名#2 Name of 署名Signature
YYYY-MM-DD	Parent/Legal Guardian#2

ロータリーの危機管理

地区危機管理総則

地区危機管理委員会規定

青少年該当プログラム

青少年交货

インターアクト

RYL/

その他の青少年奉仕

(RI 書式) ロータリー青少年保護の手引き

- (1) 地区青少年保護方針
- (2) 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指

針

プログラム別危機管理マニュアル

